

薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度の見直しについて

【背景及び必要性】

- 医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用といった社会的要請に応え、医療の担い手として、質の高い薬剤師が求められている。
- この社会的要請に応えるためには、大学の薬剤師養成のための薬学教育において、教養教育、医療薬学、実務実習を充実した教育課程の編成により、臨床に係る実践的な能力を培うことが必要。
- そのためには、現行の4年間の大学における薬学教育では十分ではなく、6年間の教育が必要。

【制度見直しのポイント】

学校教育法の改正（文部科学省）

大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的として、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする課程については、その修業年限を6年とする。

（併せて、研究者の養成など多様な人材の養成を目的とする修業年限4年の課程も存置）

薬剤師法の改正（厚生労働省）

学校教育法の改正に伴い、修業年限6年の大学の薬学を履修する課程を修めて、卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与える。

ただし、新制度へ円滑に移行するための経過的取り扱いとして、平成29年度まで（法施行後12年間）に薬学の4年制課程に入学し、その後、薬学の修士課程を修了した者が、一定の要件を満たす場合には、受験資格を付与する。

【制度導入期日（法施行日）】

- 平成18年4月1日（改正学校教育法、改正薬剤師法とも）

※ 施行期日前に大学に在学し、薬学の課程を履修している者は、4年の課程の卒業により受験資格が付与される。

※ 学校教育法の改正については、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成16年5月21日に法律第49号として、薬剤師法の改正については、「薬剤師法の一部を改正する法律」が平成16年6月23日に法律第134号として公布された。

薬学教育6年制の必要性について

1. 薬剤師を取り巻く環境の変化

→ 次のような薬剤師を取り巻く環境の変化により、薬剤師の責務は増大

- 科学技術の進歩
 - ・ 切れ味の鋭い新医薬品が次々と開発
- 高齢社会の到来
 - ・ 複数科受診による多剤服用機会増大（薬歴管理が重要）
- 医薬分業の進展
 - ・ 医師とは異なる立場での処方チェック機会の増大
- 副作用等の報告の義務化
 - ・ 医薬品市販後安全対策への協力

2. 薬剤師のチーム医療への参画（医療の高度化等）

→ 次のように薬剤師が薬物治療計画策定へ参画し、良質な医療の提供が期待

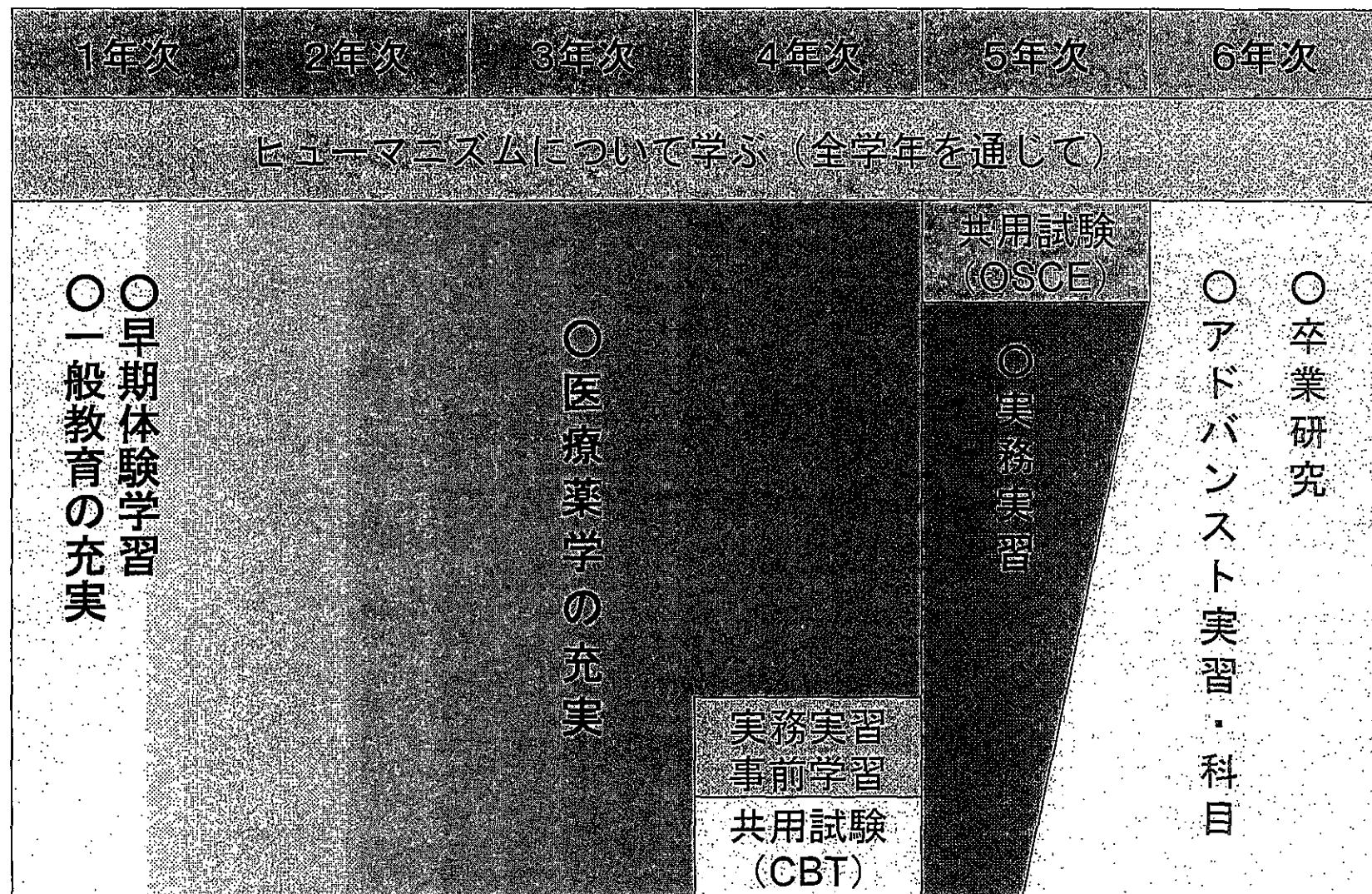
- 患者の状態・薬剤服用歴・副作用歴から判断した薬剤選択
 - 処方へのアドバイス
- 患者の状態・薬剤服用歴・副作用歴の把握による原疾患と副作用の区別
 - 投与継続・中止に関するアドバイス
- 血中濃度・患者の状態に応じた薬物投与量設定
 - 処方へのアドバイス

3. 医療における薬剤師の関与不足

→ 次のような医療における薬剤師の関与不足による問題が顕在化

- 疑義照会不足
 - ・ 薬剤の過剰投与・相互作用
- 服薬指導不足
 - ・ 回避可能な副作用の発現
- 医療事故への関与不足
 - ・ 厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール（H15.12）

6年制薬学教育カリキュラムの概略図



学校教育法等の一部を改正する法律案提案理由説明

文 部 科 学 大 臣

このたび、政府から提出いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、児童生徒の食生活の乱れを背景として、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭だけでなく、学校においても食に関する指導の充実を図っていくことが重要となつております。このため、栄養に関する高度の専門性を有する教育職員を学校に設置できるようにする必要があります。

また、近年の医療技術の高度化や医薬分業の進展等に伴い、医薬品の安全使用や薬害の防止等についての社会的要請が高まりつつある中で、薬剤師は、医療の担い手としての役割を積極的に果たすことが求められております。このため、臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を目的として、大学における薬学教育を改善・充実する必要があります。

この法律案は、このような観点から、栄養教諭制度の創設及び大学における薬学教育の修業年限の延長を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、学校に置かれる教育職員として栄養教諭を位置付けるとともに、栄養教諭に必要な資質を担保するため栄養教諭の免許制度を創設し、併せて、栄養教諭の身分、定数、給与費の負担等について所要の措置を講ずるものであります。

第二に、大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするものの修業年限を六年とするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。	第二十八条 (同上)
② 小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。	② 小学校には、前項のほか、必要な職員を置くことができる。
③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。	③ (同上)
④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。	④ (同上)
⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。	⑤ (同上)
⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。	
⑦ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。	
⑧ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。	
⑨ 事務職員は、事務に従事する。	
⑩ 助教諭は、教諭の職務を助ける。	
⑪ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。	
⑫ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。	
⑬ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。	

第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二条まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 (略)

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ (略)

第五十一条の九 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

② (略)

(大学における修業年限)

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 (略)

② 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ (略)

第五十一条の九 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

② (略)

(大学における修業年限)

第五十五条 (同上)

② 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第七十条 第二十八条第九項及び第五十条第五項の規定は、大学に、これを準用する。

第七十条の十 第二十八条第九項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七十条 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

薬剤師法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました薬剤師法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療の高度化、複雑化、高齢社会の到来、医薬分業の進展など薬剤師を取り巻く環境が大きく変化している中で、薬剤師につきましては、最適な薬物療法の提供、服薬指導、医療安全対策など幅広い分野において、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められております。

こうしたことから、基礎的な知識・技術はもとより、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など、薬剤師の資質の一層の向上を図る必要があります。

このため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育については、教養教育、医療薬学、実務実習を充実し、これらの教育課程を有機的に編成することによって臨床に係る実践的な能力を培うことができるよう、今般、学校教育法の一部改正法案が提出され、その修業年限を現在の四年から六年に延長することとなつております。

これに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても見直しを行うため、この法律案を提出した次第であり